

## 富士見市こども家庭福祉審議会の役割

## (趣旨)

富士見市こども家庭福祉審議会は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく、合議制の機関として設置しているものです。委員の皆様につきましては、児童福祉に関する事項や「子ども・子育て支援新制度」等について調査審議をしていただく機関になります。

## (会議の公開)

会議は原則公開です。ただし議題の内容によっては非公開となります。

## 令和3年度審議内容（予定）

1	第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
2	「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」の進捗状況について
3	その他児童福祉に関すること

※会議は、例年ですと3回程度を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況等を勘案してご案内をいたします。

## ○富士見市子ども家庭福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 14 日

条例第 9 号

注 平成 22 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市子ども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉又は教育に関し知識経験を有する者

(2) 市民

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平 22 条例 18・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。